

社会福祉法人慶徳会役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慶徳会（以下、「本会」という。）役員及び評議員等に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定める。

(役員に支給する報酬の年間総額の範囲)

第2条 役員に対して、毎年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で、次条以下に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(理事長等の報酬等の額及び支給方法)

第3条 報酬等の額は次のとおりとする。

理事長 報酬月額390,000円（非常勤の場合は、勤務日数に応じて減額した報酬月額とし、通勤報酬及び週4日以上勤務する場合の期末報酬については、本会正職員に支給する通勤手当及び期末勤勉手当支給基準の例による。）

業務執行理事 報酬月額300,000円（非常勤の場合は、勤務日に応じて減額した報酬月額とし、通勤報酬及び週4日以上勤務する場合の期末報酬については、本会正職員に支給する通勤手当及び期末勤勉手当支給基準の例による。）

ただし、本会職員が兼務する場合は、報酬月額30,000円とし、期末報酬については、本会正職員に支給する期末勤勉手当支給基準の例による。

2 前項に規定する報酬等の支給方法は、本会正規職員の例に準ずる。

(理事等の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法)

第4条 本会の理事会、監事会又は評議員会に出席した役員（理事長、業務執行理事及び本会職員たる理事を除く。）に対しては報酬日額10,000円（所得税源泉徴収後の額とする）を支給する。

2 理事長の命又は依頼により、本会役員が出張する場合には旅費及び日当を支給する。

3 前項に規定する旅費並びに日当の額及び支給方法は、本会正職員の例に準ずる。

4 前3項の規定は、本会の評議員、苦情解決委員会の第三者委員、評議員選任委員会の委員及び運営協議会の委員について準用する。

(慰労金の支給)

第5条 理事長又は非常勤の業務市執行理事として5期以上在任した者が退任し、その功績が特に顕著と認められるときは、理事会の議決を得て慰労金を支給することができる。

2 慰労金の額は、功績等の状況を勘案して、その都度、理事会が決定する。

(施行細則等)

第6条 この規程に定めるものの他、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

付 則

(施行期日等)

1. この規程は、平成20年5月22日から施行し、平成20年3月28日から適用する。

(規則の廃止)

2 「社会福祉法人慶徳会役員の報酬並びに費用弁償に関する規則(昭和63年6月1日施行)」は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成24年12月6日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年2月2日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年7月5日から施行し、平成29年6月27日から適用する。

(施行期日)

この規程は、平成30年6月6日から施行する。